

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の制度のご案内

児童手当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

○支給対象

高校卒業まで(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

○支給額

3歳未満 15,000円(第3子以降は30,000円)

3歳以上高校生年代まで 10,000円(第3子以降は30,000円)

※第3子以降とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3番目以降をいう

○支給月

4月・6月・8月・10月・12月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

(例)6月の支給日には、4月・5月分の支給となります。

○手続きについて

出生や転入により資格が生じた場合は「認定請求書」の提出が必要になります。里帰り出産などで母親が一時的に現住所を離れている場合は、現住所の市町村へ早急に申請をお願いします。なお、公務員の方は勤務先で手続きをお願いします。

児童扶養手当

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくし、児童を養育しているひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

○支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、母または父および養育者が監護等をしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した場合
- ・父または母が亡くなった場合
- ・父または母が一定程度の障がいを持つ場合等

○支給期間

児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

特別児童扶養手当

身体や精神に一定以上の障がいのある20歳未満の児童と同居し、養育している父母等に支給される手当です。受給者等の前年の所得が一定額以上の場合には支給停止となります。

○支給要件

精神や身体に重度の障がいまたは中度の障がいを持つ20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。

○支給期間

児童の20歳の誕生日の前日まで

▼お問い合わせは、役場民生課戸籍係(01372-7-5290)へ。